

栃ト協発第45号
令和元年6月6日

会員各位

一般社団法人栃木県トラック協会
会長 吉高神 健司
(公印省略)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の事業運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、国土交通省より標記の件について、下記のとおり改正する旨の通知がありました。
つきましては、本趣旨をご理解のうえ、貴事業所における運行管理者等に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

記

I. 乗務等の記録（第8条関係）

一般貨物運送事業者及び特定貨物運送事業者は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、休憩または睡眠をした場合の地点・日時、荷待ち時間に関する事項等を記録するよう規定しているところ。

今般、集荷又は配達を行った地点（以下「集荷地点等」という）で積み込み若しくは取卸し又は付帯業務（以下、「荷役作業等」という）を実施した場合における次の事項についても、乗務記録の対象として新たに追加することとする。

1. 乗務記録へ記載対象として追加する内容

- ①集荷地点等
- ②荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時
- ③荷主が①及び②について確認した場合にあっては、その旨
- ④①及び②の事項について荷主の確認が得られなかつた場合にあつては、その旨

※荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※対象作業

- ①荷役作業 例) 積込み、取卸し
- ②付帯業務 例) 荷造り、仕分、横持ち、縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業

2. 対象車両

車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合。

II. 今後のスケジュール

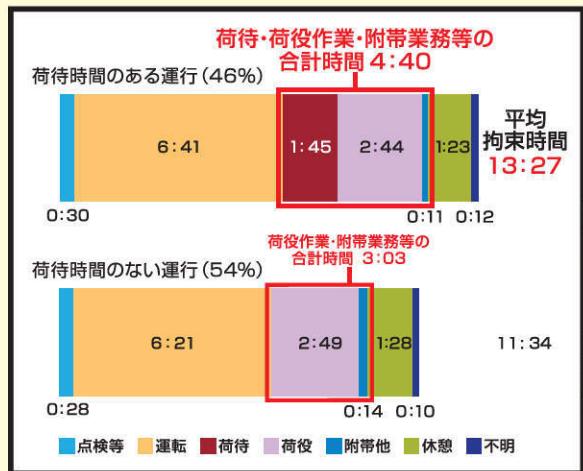
公布：令和元年5月10日
施行：令和元年6月15日

問い合わせ 適正化事業部 028-684-5882
記載例等につきましては、協会ホームページ又は適正化ホームページ及び6月号トランピートに同封しております。

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働のは正と適正取引構築のために



積込み

取卸し

荷造り・仕分・
棚入れ等



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省：平成27年調査)

※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。

また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかつたかについても記録対象となります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働のは正が喫緊の課題ですが、長時間の荷役時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷役については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一歩改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う 乗務記録付票【記載例】

※荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています。

〔発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合〕

パターン例(サンプルA)

8:45	集貨地点に到着
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 20分)
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機: 20分) →20分
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り) →30分
10:30 ~ 11:30	積込み →60分
11:30	出発

※荷役作業等が契約書に明記されても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

〔着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外〕

パターン例(サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 40分)
16:40 ~ 17:00	取卸し →20分 (荷主都合の待機: 20分)
17:20 ~ 17:50	附帯業務(棚入れ) →30分
17:50	出発

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社○○○○ 車両番号: ○○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8:45	9:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発着)荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られた場合	荷主側担当者不在の場合
1.積込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.荷造り 4.仕分け 5.検収・検品 6.横持ち 7.縦持ち 8.搬入 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()	△△ △△	契約書に荷役作業等の内容の全てが明記されても、合計時間が1時間以上となる場合は乗務記録への記載が必要です	

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社●●●●● 車両番号: ●●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/△	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待待機開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の開始・終了時刻	積込み/取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発着)荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が得られなかった場合	荷主側担当者不在の場合
1.積込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.荷造り 4.仕分け 5.検収・検品 6.横持ち 7.縦持ち 8.搬入 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()	△△ △△	✓	荷主側の確認が得られなかった場合や、担当者が不在の場合は、該当する欄に「✓」を記載してください

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、

所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（乗務等の記録）</p> <p>第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行つた運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一 運転者の氏名</p> <p>二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示</p> <p>三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離</p> <p>四 運転を交替した場合にあつては、その地点及び日時</p> <p>五 休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時</p> <p>六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 貨物の積載状況</p> <p>ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行つた地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>（1）集貨地点等</p> <p>（2）集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時</p> <p>（3）集貨地点等に到着した日時</p> <p>（4）集貨地点等における積込み又は取卸しの開始及び終了の日時</p> <p>（5）集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあつては、附帯業務の開始及び終了の日時</p> <p>（6）集貨地点等から出発した日時</p>	<p>（乗務等の記録）</p> <p>第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行つた運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一 運転者の氏名</p> <p>二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示</p> <p>三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離</p> <p>四 運転を交替した場合にあつては、その地点及び日時</p> <p>五 休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時</p> <p>六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 貨物の積載状況</p> <p>ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行つた地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>（1）集貨地点等</p> <p>（2）集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあつては、当該日時</p> <p>（3）集貨地点等に到着した日時</p> <p>（4）集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時</p> <p>（5）集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあつては、附帯業務の開始及び終了の日時</p> <p>（6）集貨地点等から出発した日時</p>

ハ 集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては

、次に掲げる事項

集貨地点等

荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時

(3) (2) (1) 荷主が(1)及び(2)に掲げる事項について確認した場合にあっては、その旨

(4) (1) 及び(2)に掲げる事項について荷主の確認が得られなかつた場合にあっては、その旨

七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故（第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

八 第九条の三第三項の指示があつた場合にあっては、その内容

一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（新設）

七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故（第九条の二及び第九条の五第一項において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

八 第九条の三第三項の指示があつた場合にあっては、その内容

一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならぬ。